

議案第 9 2 号

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年杉並区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を改め、同条を第 7 条とし、第 3 条の次に 3 条を加える改正規定中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 8 . 7 5」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 1 . 2 5」に、「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 6 . 2 5」に、「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 3 . 7 5」に改める。

附則の次に別表として 2 表を加える改正規定中

「	<table><tr><td>円</td></tr><tr><td>3 9 2 , 0 0 0</td></tr></table>	円	3 9 2 , 0 0 0	を	<table><tr><td>円</td></tr><tr><td>4 0 8 , 0 0 0</td></tr></table>	円	4 0 8 , 0 0 0	に改める。
	円							
	3 9 2 , 0 0 0							
	円							
	4 0 8 , 0 0 0							
	<table><tr><td>4 3 3 , 0 0 0</td></tr></table>	4 3 3 , 0 0 0	<table><tr><td>4 5 1 , 0 0 0</td></tr></table>		4 5 1 , 0 0 0			
	4 3 3 , 0 0 0							
4 5 1 , 0 0 0								
<table><tr><td>4 8 3 , 0 0 0</td></tr></table>	4 8 3 , 0 0 0	<table><tr><td>5 0 3 , 0 0 0</td></tr></table>	5 0 3 , 0 0 0					
4 8 3 , 0 0 0								
5 0 3 , 0 0 0								
<table><tr><td>5 4 4 , 0 0 0</td></tr></table>	5 4 4 , 0 0 0	<table><tr><td>5 6 6 , 0 0 0</td></tr></table>	5 6 6 , 0 0 0					
5 4 4 , 0 0 0								
5 6 6 , 0 0 0								
<table><tr><td>6 1 4 , 0 0 0</td></tr></table>	6 1 4 , 0 0 0	<table><tr><td>6 3 9 , 0 0 0</td></tr></table>	6 3 9 , 0 0 0					
6 1 4 , 0 0 0								
6 3 9 , 0 0 0								
<table><tr><td>6 9 7 , 0 0 0</td></tr></table>	6 9 7 , 0 0 0	<table><tr><td>7 2 5 , 0 0 0</td></tr></table>	7 2 5 , 0 0 0					
6 9 7 , 0 0 0								
7 2 5 , 0 0 0								
<table><tr><td>7 8 9 , 0 0 0</td></tr></table>	7 8 9 , 0 0 0	<table><tr><td>8 2 1 , 0 0 0</td></tr></table>	8 2 1 , 0 0 0					
7 8 9 , 0 0 0								
8 2 1 , 0 0 0								
」				」				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定任期付職員の給与を改定する必要がある。

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
第4条中「第2条の」を「第2条各項の」に、「任期付職員」を「同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。 第4条 略 （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」	第4条中「第2条の」を「第2条各項の」に、「任期付職員」を「同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。 第4条 略 （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」

と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の101.25」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の136.25」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の93.75」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第6条 略

と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第6条 略

給与改定の概要

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																			
給 料 表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（14,860 円、3.80％）を解消するため、給料月額を引き上げる。																																			
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数 <table><tr><th></th><th colspan="3">現 行</th><th colspan="3">改 正</th></tr><tr><th>区 分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.0</td><td>0.925</td><td>1.925</td><td><u>1.0125</u></td><td><u>0.9375</u></td><td><u>1.95</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.0</td><td>0.925</td><td>1.925</td><td><u>1.0125</u></td><td><u>0.9375</u></td><td><u>1.95</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.0</td><td>1.85</td><td>3.85</td><td><u>2.025</u></td><td><u>1.875</u></td><td><u>3.90</u></td></tr></table>		現 行			改 正			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>	12 月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>	合 計	2.0	1.85	3.85	<u>2.025</u>	<u>1.875</u>	<u>3.90</u>
	現 行			改 正																																
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																														
6 月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>																														
12 月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>																														
合 計	2.0	1.85	3.85	<u>2.025</u>	<u>1.875</u>	<u>3.90</u>																														
施 行 期 日	公布の日 （杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年杉並区条例第34号）の施行期日 令和8年4月1日）																																			